

熊本県監査委員公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき平成22年8月2日に提出された住民監査請求については、審査の結果却下したので公表する。

平成22年8月12日

熊本県監査委員 角田岩男

同 内田光也

同 渡辺利男

同 井手順雄

## 平成22年8月2日付け住民監査請求に係る審査結果について

### 1 請求人

( 略 )

### 2 請求書の提出

(1) 平成22年8月2日 請求書

(2) 平成22年8月4日 事実証明書第4号証を追加

### 3 請求の内容

#### (1) 請求の要旨 (原文のとおり)

請求者らは、「熊本県知事は平成22年3月3日、清水・苓州・牛深・舂本（会社合併により現在は清水・礎・苓州）建設工事共同企業体を相手に、天草市河浦町他地内の路木ダム本体工事にかかる工事請負契約を締結した。

熊本県は、この契約の内容の一部をなす路木ダム本体工事特記仕様書において、建設発生土67,500m<sup>3</sup>を雲仙天草国立公園第2種特別地域内の指定場所まで運搬し、荷卸しするよう指定している。

この指定場所に土砂を集積・貯蔵し、又は、これを用いて土地の形状を変更する行為は、自然公園法第20条第3項第8号及び第10号により、環境大臣の許可を要するものであるが、その許可は得られていない。

したがって、請負者が特記仕様書で指定された場所に建設発生土を荷卸しすることは自然公園法第20条に違反する行為にあたり、それは上記特記仕様書第2条に明記した『関連法令等を遵守しなければならない』という規定に違反するので、指定場所への荷卸しはできない。

このように、法律上も、また工事仕様書の規定からも実行不可能な内容を含む当該契約は、重大かつ明白な瑕疵があり、無効である。

以上のとおり、路木ダム本体工事請負契約には明らかな違法不当性が認められるので、監査委員は知事に対して下記のとおり勧告するよう求める。

#### 記

1 熊本県知事は、平成22年3月3日に清水・礎・苓州建設工事共同企業体と締

結した路木ダム本体工事請負契約を解除せよ。

2 熊本県は熊本県知事蒲島郁夫に対して、上記請負契約に基づいて上記企業体に支出した工事前渡金の返還を請求せよ。」

との住民監査請求を平成22年6月18日に提出した。

然るに、監査委員は、最高裁判所判例（昭和62年2月20日判決）の趣旨に鑑み、前記平成22年6月18日付監査請求は不適法であるとの理由で却下した。

そもそも、平成22年6月18日付監査請求で対象とした財務会計行為は、熊本県知事が平成22年3月3日に清水・礎・苓州建設工事共同企業体を締結した路木ダム本体工事請負契約の締結とそれに伴う公金の支出という実体的対象である

これに対して、平成21年9月28日付けの監査請求で対象とした財務会計行為は、相当の確実性をもって予測される違法・不当な契約の締結という、未だ実体化していないものであり、それが実体化することによって生じる違法な公金支出を未然に防止することを目的としたものである。

したがって上記二者の財務会計行為は、前者が実体を有する契約締結行為であるのに対して、後者は未だ実体を有しない、予測に留まる契約締結の可能性であり、両財務会計行為が同一でないことは明白である。

よって、平成22年6月18日付けの監査請求は適法な監査請求であり、これを違法とした今回の監査委員決定は違法であるから、ここに、平成22年6月18日付けの監査請求と同様の趣旨において再度の監査請求をするものである。

なお、最高裁判所は以下の判断を下して、再度の住民監査請求を是認している（平成10年12月18日判決）。

「監査委員が適法な住民監査請求を不適法とであるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されると解すべきである。」

「監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が、却下の理由に応じて必要な補正などをして、当該請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求に及ぶことは、請求を却下された者として当然の所為ということができる。」

以上の通りであるので、監査委員は熊本県知事に対して下記のとおり勧告するよう求める。

#### 記

- 1 熊本県知事は、平成22年3月3日に清水・礎・苓州建設工事共同企業体と締結した路木ダム本体工事請負契約を解除せよ。
- 2 熊本県は熊本県知事蒲島郁夫に対して、上記請負契約に基づいて上記企業体に支出した工事前渡金の返還を請求せよ。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付して、必要な措置を請求する。

#### (2) 請求書添付の事実証明書

- ①公共事業請負契約の締結について
- ②路木ダム本体工事特記仕様書
- ③住民監査請求について
- ④再監査請求に関する判例（東京地裁判決（平成5. 2. 25）抜粋）

#### 4 審査の結果

本件請求を却下する。

#### 5 理由

請求人は、今回の住民監査請求（以下「本件請求」という。）において、平成22年6月18日付けで行った住民監査請求が対象とする財務会計行為が、実体を有する契約締結行為であるのに対して、平成21年9月28日付けで行った住民監査請求が対象としている財務会計行為は未だ実体を有しない、予測に留まる契約締結の可能性であるため、対象とする財務会計行為が同一でないと主張している。

このことについて、当職が、請求人らが提出した平成21年9月28日付け住民監査請求（請求要旨：1熊本県知事は、予定している路木ダム本体工事に係る入札を実施してはならない。2熊本県知事が上記入札を実施した場合は、これにかかる工事請負契約

を締結してはならない。) に対する監査を実施した際、路木ダム本体工事予算、入札等については、下記のとおり事実を確認した。

ア 路木ダム本体工事に係る予算については、平成21年度一般会計予算において、平成21年度予算として7億円が、平成22年度から平成25年度までの路木ダム本体工事に係る債務負担行為として限度額45億4千万円の設定が、平成21年3月23日に熊本県議会で議決されている。

イ 路木ダム建設事業に係る平成21年度国庫補助金として289,800千円が、本年4月1日付けで交付決定されている。

ウ 熊本県は路木川河川整備基本方針については平成12年に、路木川河川整備計画については平成13年に当時の建設大臣の同意を得ており、また、河川法第62条及び河川法施行令第37条第2項の規定により、河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき二級河川の改良工事に要する費用についての国の負担の割合は2分の1とするとされている。

エ 熊本県は、路木ダム本体工事の入札を平成21年10月1日から同年10月7日の間に電子入札システムにより実施し、同年10月8日に開札作業を行ったが、契約担当課の電子入札システムの操作誤りが判明したため、同年10月19日に、路木ダム本体工事の入札手続きをやり直すこと、今後の対応として、12月に再入札の公告を行い、3月の本契約締結を目指し事務処理を進めることを公表している。

地方自治法第242条第1項では、監査請求の対象とされる財務会計上の行為には、これらの行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含むとされており、当職は、上記の確認された事実に基づき、手続中であった路木ダム本体工事請負契約締結の行為は、相当の確実さをもって予測されるものとして監査対象となる財務会計行為と判断し、監査を行ったものである。

次に、平成22年6月18日付け住民監査請求で対象とされた路木ダム本体工事請負契約は、熊本県が平成21年12月に再入札の公告を行い、締結を目指し事務処理を進めてきた工事請負契約が成立したものであり、すなわち、上記の相当の確実さをもって予測された工事請負契約が成立したものに過ぎず、財務会計行為として、双方に何ら差違があるものではない。

したがって、平成21年9月28日付けの住民監査請求と平成22年6月18日付けの住民監査請求が対象とする財務会計行為が同一でない、とする請求人の主張は理由がない。

なお、請求人が引用する最高裁判所判例（平成10年12月18日判決）及び事実証明書第4号証として提出された東京地方裁判所判決（平成5年2月25日）で争われた事案は、いずれも最初の住民監査請求が不適法として却下された事案である。

今回の請求人らによる路木ダム本体工事請負契約に係る住民監査請求は、最初の請求である平成21年9月28日付けの住民監査請求を、当職が適法なものとして監査を実施した後に、同一の財務会計行為につき再度の住民監査請求が行われたものである。

以上によれば、本件請求は、当職が平成22年7月1日付けで却下した平成22年6月18日付けの住民監査請求と何ら異なるものではなく、本件請求と同一の住民が平成21年9月28日付けで行った住民監査請求と同一の財務会計行為を対象とした住民監査請求であるため、住民監査請求を重ねて行うことは認められない。